

乗入加工工事の許可基準

1. 歩道、通路橋の乗入れ箇所数及び幅員

箇所数※	1 施設の間口 30m 未満	1 箇所
	1 施設の間口 30m 以上 100 未満	2 箇所以下
	1 施設の間口 100m 以上	3 箇所以下
幅員※	一般用（住宅等）	6.0m 以下
	営業用（店舗・事務所等）	8.0m 以下
	その他	8.0m を越えるものは協議

備考

- ① 「その他」とは、工場（8 t 以上の車両が出入りするもの。）、ガソリンスタンド、駐車場（収容台数 30 台以上のもの。）などを指し、この条件に一致しない場合は一般用、営業用とする。
- ② 乗入れ口は、原則として車道中心線に対して直角に設置するものとする。
- ③ 乗入れ口の相互の間隔は、原則として 5 m 以上とする。

2. 乗入れ口の制限箇所

歩道に自動車乗入れ口を設置することについて、歩行者及び自転車通行者の安全を確保する為、以下の箇所については、原則として設置しないものとする。

- ① 交差点、横断歩道の中及び前後 10m 以内の部分。
- ② バス停留場の中及び前後 10 m 以内の部分。
- ③ 停止線、踏切から 10 m 以内の部分
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
- ⑤ 交差点の右折ポケットに係る部分。
- ⑥ その他道路交通法により駐停車が禁止されている場所。（法第 44 条）
- ⑦ 但し、交通量が少なく、一般交通への障害が少なく、道路への接道が困難であるなどやむを得ぬ場合は、（10m の離れを 5 m 以内と変更することを念頭に置き）協議すること。

※ 交差点、横断歩道との位置関係は裏面に参考図あり

3. 乗入れ口の構造

営業に供する敷地、店舗、工場、長屋住宅等における乗入口設置場合、乗入箇所の側溝を道路横断用の構造物とすること。歩道に関する構造は別紙乗入れ口の構造基準のとおりとする。

4. 上記に定めるもののほか、特にやむを得ないと認められる場合は、別途協議して定めるものとする。

5. この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

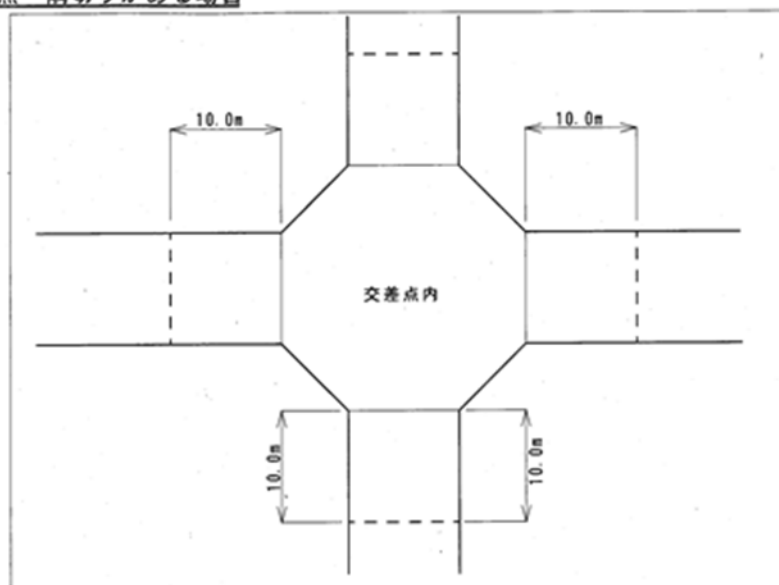
事務担当 土木総務課 占用審査 G

電話：059-382-9021

乗入口の制限箇所

----- 点線より内側が乗入設置制限範囲

交差点 隅切りがある場合



交差点 隅切りがない場合



横断歩道

